

「みんな de 農コンテスト」企画実施部門 応募要領

都市での暮らしをさらに魅力あるものにするための、まちのなかの農に関する企画を募集します。

食育に関すること、農産物の生産・流通・加工に関すること、新たな農地の活かし方等ジャンルは問いません。

企画は、提案者が中心となり、練馬区の農を活かして実施できる内容とします。

企画実施にあたり、農地または農業者の協力が必要となる場合は、世界都市農業サミット実行委員会が、希望に応じて区内の農業者を紹介します。

入賞者は、来年 10 月までに企画を実施し、「世界都市農業サミット」（平成 31 年 11 月 29 日～12 月 1 日）において実施結果を発表してください。

入賞者の中からさらに大賞を選定いたします。

■締切

平成 30 年 9 月 7 日(金) (必着)

■応募資格

個人またはグループ

※入賞後、応募者が中心となり、練馬区で平成 31 年 10 月までに企画を実施できること

※入賞後、表彰式に参加できること(平成 30 年 11 月 24 日(土))

※入賞後、世界都市農業サミットで実施企画を発表できること(平成 31 年 12 月 1 日(日)予定)

※既に提案内容に関連した活動を行っている場合には、既存の活動に新たな企画要素を盛り込んでください。

■応募作品

都市での暮らしをさらに魅力あるものにするための、まちなかの農に関する企画

■賞

優秀賞： 3点 賞金 10 万円

※3点の中から、世界都市農業サミット(平成 31 年開催)で大賞を決定します。

■提出物

応募用紙

■応募方法

提出物を下記提出先まで郵送またはメールで提出してください。

■審査

世界都市農業サミット実行委員会委員および実行委員会が委嘱した審査員により構成される「みんな de 農コンテスト審査会」にて審査します。

■結果通知

入賞者に対し、文書にて 10 月末までに結果を通知します。

■表彰

平成 30 年 11 月 24 日(土) 世界都市農業サミット・プレイベントの表彰式にて表彰します。

会場：練馬区立区民・産業プラザ

練馬区練馬1-17-1 3階

時間：12時15分～13時(予定)

■主催

世界都市農業サミット実行委員会（共催：JA 東京あおば）

■提出先・問合せ先

〒176-8501 練馬区豊玉北6-12-1 練馬区役所 9階 都市農業調整課内

世界都市農業サミット実行委員会事務局

電話：03-5984-1498 FAX：03-3993-1451

メールアドレス：TOSINOU10@city.nerima.tokyo.jp

ホームページ：<http://www.city.nerima.tokyo.jp/kusei/nogyo/contest.html>

■応募条件・権利規定

以下を必ずご一読いただき、同意いただいた上で、応募用紙に署名の上、ご応募ください。
(応募者が未成年の場合は、親権者も同意したものとします。)

- ・入賞後、表彰式に出席できること。(平成 30 年 11 月 24 日)
- ・入賞した企画を、応募者が中心となって平成 31 年 10 月までに練馬区内で実施し、適宜進捗を報告できること。
- ・入賞後、世界都市農業サミットに出席し、実施結果を発表できること。(平成 31 年 12 月 1 日を予定)
- ・応募者が既に提案内容に関連した活動を行っている場合、既存の活動に新たな企画要素を盛り込むこと。
- ・参考となる資料がある場合は、添付して提出すること。
- ・応募企画、氏名、グループ名等を主催者がウェブサイト等で公表することに合意できること。
- ・主催者は、提出書類を返却しない。
- ・応募作品は、第三者の著作権等を侵害しないこと。
- ・主催者は、応募作品を世界都市農業サミットの PR のために無償で活用できること。
- ・本コンテスト以外への二重応募はしないこと。
- ・応募者は、応募作品を主催者の同意なしに他に公表しないこと。
- ・応募に当たって要する経費および企画実施に当たって要する経費は、応募者負担とする。
- ・企画の応募および実施に関して、収益・損失等が発生した場合、応募者自身で処理すること。賞金獲得による課税の取り扱いについては、入賞者自身で処理すること。
- ・応募要領に記載された事項以外について取り決めが生じた場合、主催者の判断により決定する。応募者は、その内容に同意できない場合、応募を撤回できるが、応募に要する費用は応募者負担とする。
- ・公序良俗その他法令の定め反するもの、誹謗中傷を含むもの、著作権等その他第三者の権利を侵害しているものおよび反社会的勢力の活動を助成する応募作品は、審査の対象外となり、受賞後に判明した場合は、受賞を取り消す。応募者が受賞した賞金は、主催者へ返却

することとする。主催者は、その場合に生ずる損害について賠償は一切行わない。

・応募後に権利の全部または一部について、第三者に譲渡し、移転し、もしくは担保に供する等の処分をし、または出願・登録手続き等を行っていること、企画が公表されていることが判明した場合は、応募を無効とし、受賞後に判明した場合は、受賞を取り消す。応募者が受賞した賞金は、主催者へ返却することとする。主催者は、その場合に生ずる損害について賠償は一切行わない。

・主催者は、応募者の個人情報について、応募企画の受付や問い合わせ、審査結果通知、その他世界都市農業サミットのPR事業等で必要な事項に利用する。法令の規定に基づく場合を除き、本人の承諾なしに、それ以外の目的で個人情報を利用または第三者に提供しない。

・グループでの応募における応募者とは、メンバー全員とし、メンバー全員がこの応募要領の内容につき、承諾していることとする。メンバーの一部が応募要項に承諾しておらず、応募要領に違反していることが判明した際には、応募を無効とし、受賞後に判明した場合は、受賞を取り消す。応募者が受賞した賞金は、主催者へ返却することとする。主催者は、その場合に生ずる損害について賠償は一切行わない。

「みんな de 農コンテスト」企画実施部門 応募用紙

※1 企画について1枚の応募用紙が必要です。

※本応募用紙への記載をもって、応募要領の記載内容に同意したものとします。

企画名：

PRポイント：

企画内容：（以下に具体的に記載するか、別紙(A4)を添付してください。）

※既に提案内容に関連した活動を行っている場合には、以下も記載してください。

過去および現在の活動内容を記載してください。

既存の活動に対し、本企画で新たに追加となった要素を記載してください。